

厚岸町条例 24号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

厚岸町長 若狭 靖

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付又は減額貸付）

第5条 前条の規定は、行政財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号から第4号までの規定に基づき貸し付ける場合にこれを準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。